

空き家利用促進奨励金

申請手続きと必要書類

制度の概要

賃貸物件の場合

空き家・空き地バンクに空き家を登録した貸主（個人の所有者。不動産業者を除く）が行う改修工事で、奨励金の交付を受けた日から5年以上継続して賃貸できるものが対象となります。

売却物件の場合

空き家・空き地バンクに利用登録（当該物件を購入する前に）をした買主が行う改修工事で、奨励金の交付を受けた日から3年以上継続して居住できるものが対象となります。

工事の条件

町内に本店を有する施工業者が行う工事であること

工事費（税込ではなく消費税を除いた金額・本体工事費）が100万円以上であること

補助額は、工事費の3分の1以内で、100万円を上限とします。

補助対象外となる工事

浄化槽の転換など、合併処理浄化槽の設置に係る工事は補助対象外となります。

※町民の方については、生活環境課が実施する「浄化槽設置補助金」の対象となる場合があります。

工事期間

申請した年度内（3月31日までに工事が完了するもの）が対象となります。

手続きの流れ

1 申請者：交付申請書の提出（工事着手前）

次の書類を添えて、工事着手前に交付申請書を提出してください。

- ① 工事着手前の写真
- ② 工事見積書の写し
- ③ 工事内容が分かる図面 など

2 町：交付決定通知書の送付

・内容を審査し、適当と認められた場合、「補助金等交付決定通知書」を送付します。

・決定通知書を受け取った後に工事を着工してください。

（交付決定前に着工した工事は、原則として補助対象外となります。）

3 申請者：工事着工

交付決定通知書が届いてから、施工業者と契約し、工事を開始してください。

4 申請者：工事完了後の実績報告書の提出

工事完了・支払い完了後、次の書類を添えて実績報告書を提出してください。

- ① 実績報告書（様式第7号）

- ② 申請者が購入者の場合:世帯全員の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(工事完了後、当該物件の所在地に住民票を移していることが必要です。)
- ③ 契約書または請書の写し
(申請者から業者へ提出した発注依頼書の写しでも可)
- ④ 領収書の写し
(施工業者から申請者へ、工事費の合計金額が記載された領収書)
- ⑤ 工事完了後の住宅状況が分かる写真
- ⑥ その他、町長が必要と認める書類

5 申請者または施工者および町:完了検査(現地確認)

- ・実績報告書の提出後、14日以内を目安に現地で完了検査(現地確認)を行います。
- ・現地で町職員が写真撮影を行います。必要に応じて施工業者にも立会いをお願いする場合があります。

6 町:確定通知書の送付

書類および完了検査の結果、内容が適正と認められた場合、補助金等交付確定通知書を送付します。

7 申請者:交付請求書の提出

確定通知書を受け取った後、交付請求書(様式第9号)を提出してください。

8 町:補助金の振込

交付請求書の内容を確認後、申請者名義の口座に補助金を振り込みます。

工事内容の変更が生じた場合

- ・工事の内容や金額に変更が生じた場合は、変更が分かった時点で、ただちに担当係へご連絡ください。
- ・変更が生じる場合には、変更交付申請書の提出が必要となります。
- ・工事完了後に変更申請を行うことはできません。
- ・その場合、補助金の対象外となることがありますので、ご注意ください。

別記

第1号様式（第3条関係）

補助金等交付申請書

年　月　日

大多喜町長　　様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年度において、次の事業を実施したいので、大多喜町補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業等の名称 空き家利用促進奨励金

2 補助事業等の内容 空き家・空き地バンク制度登録家屋の修繕、改築費用助成

3 補助事業等の効果 定住促進、空き家の有効活用、地域経済の活性化

4 補助事業等に要する経費及び負担区分等

(単位：円)

事業費の総額	負 担 区 分			補助金等申請額の算出基礎
	補助金等申請額	団体負担額	その他財源	
				改修費の1/3以内 で上限100万円

5 事業の着手及び完了予定年月日

着手 予定 年　月　日

完了 予定 年　月　日

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施設計書（工事の施行に限る。）
- (4) その他 別紙のとおり

町税等納付状況調査同意書

年　　月　　日

大多喜町長　　様

交付申請者　住所

　　氏名

同居者　氏名

　　〃　　氏名

　　〃　　氏名

　　〃　　氏名

　　〃　　氏名

大多喜町空き家利用促進奨励金補助金交付申請にあたり、私に係る町税等の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 町県民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税
- 5 介護保険料
- 6 学校給食費
- 7 保育料
- 8 住宅使用料
- 9 後期高齢者医療保険料

第7号様式（第12条関係）

補助事業等実績報告書

年　月　日

大多喜町長　　様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年度において実施した次の補助事業等の実績について、大多喜町補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助事業等の名称 空き家利用促進奨励金

2 補助事業等に要した経費及び負担区分等

(単位：円)

事業費の総額	負担区分			超過交付による返済額
	補助金等の額	団体負担額	その他財源	

3 事業の着手及び完了年月日

着手　　年　月　日

完了　　年　月　日

4 添付書類

- (1) ~~事業報告書~~
- (2) ~~収支決算書~~
- (3) その他 別紙のとおり

第9号様式（第15条関係）

補助金等交付請求書

年　月　日

大多喜町長　　様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年　月　日付け　　第　　号の4をもって額の確定があった補助金等を、大多喜町補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額　　円

2 既概算払（前金払）交付額　　円

3 今回請求額　　円

4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所
預金種目	1普通　2当座　3その他()	(口座名義人)
口座番号		()

○大多喜町空き家利用促進奨励金交付要綱

平成23年3月25日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町空き家・空き地バンク制度要綱（平成23年告示第20号。以下「制度要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家・空き地バンク制度への登録の促進と登録物件の充実を図ることにより、定住促進及び空き家の有効活用と地域経済の活性化に資するため、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家・空き地バンク制度に登録された物件で、人の居住の用途に供する家屋であるもの（建築物若しくは土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有するものを除く。）をいう。
- (2) 空き家改修工事 空き家の修繕若しくは改築又は住宅の機能向上のために行う改造のための工事をいう。
- (3) 町内建設業者 町内に本店を有する法人又は個人事業主で空き家改修工事を行うものをいう。
- (4) 町税等 町税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、給食費、水道料金及び住宅使用料をいう。
- (5) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (6) 併用住宅 居宅の他に店舗、事務所等の部分のある住宅をいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 この要綱により奨励金の交付を受けることができる者は、町内において居住の用途に供するため、空き家の改修を行う者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 制度要綱第2条第5号に規定する空き家・空き地登録者（空き家の貸主に限る。）であって奨励金の交付を受けた日から5年以上当該空き家の貸出しができるもので、かつ、制度要綱第2条第7号に規定する利用登録者に当該空き家を貸し出すもの又は利用登録者（空き家の購入者に限る。以下「購入者」という。）であって奨励金の交付を受けた日から本町に3年以上居住できるものであること。
 - (2) 空き家改修工事を町内建設業者において行う者であること。
 - (3) 世帯全員が本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。
 - (4) 当該年度内に空き家改修工事が完了すること。
- 2 この要綱により奨励金を受けることができる者は、同一申請者及び同一物件に対して1回を限度とする。
- 3 対象となる空き家改修工事について、本町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を受けている者は、この要綱により奨励金の交付を受けることができない。

4 本奨励金について住宅リフォーム奨励金との併用はできないものとする。

(奨励金交付対象金額)

第4条 奨励金の対象となる空き家改修工事の費用は、工事金額(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)が100万円以上の空き家改修工事に要した費用とする。

2 前項の場合において、併用住宅の空き家改修工事については、個人住宅部分を交付対象とし、共用部分については床面積の割合で按分し、交付対象金額を算出する。

3 合併処理浄化槽の設置に係る費用は、奨励金の対象外とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、交付対象金額の3分の1以内の額とし、1件当たり100万円を限度とする。この場合において、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を奨励金の額とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 規則第3条第2項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 本町が賦課する町税等に未納がないことを証する書類。ただし、町外に在住している購入者については実績報告書提出時に提出するものとする。
- (2) 工事見積書
- (3) 工事予定箇所の写真
- (4) 工事の内容を明らかにする図面

(実績報告書の提出)

第7条 規則第12条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が購入者の場合、世帯全員分の住民票の写し
- (2) 契約書又は請書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 工事完了後の住宅状況を明らかにする写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成24年6月20日告示第52号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年3月11日告示第13号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日告示第14号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日告示第17号)

この告示は、公示の日から施行する。